

# 協働の 部屋

Vol. 2・2021年9月

みんなで住みたいまちに ★ できることからはじめよう！

♪「協働によるまちづくり」を紹介する情報発信を始めました♪

平成27年4月に施行された「弘前市協働によるまちづくり基本条例」は、「みんなでまちづくりをしていきましょう」という「協働」を柱としたまちづくりの仕組み(ルール)を定めています。そのなかで、基本となるのは「市民参加」！

一人ひとりが、自分たちのまちは自分たちで作っていくという意識を持って、できることから取り組むことを大切にしています。

## ☆協働のカタチ☆ ~補助金交付~

協働のカタチは、「共催」「委託」「事業協力」など様々です。

今回は、「補助金交付」という協働のカタチを、「市民参加型まちづくり1%システム支援補助金」の事例から、紹介します！

### 「市民参加型まちづくり1%システム支援補助金」とは？



地域の活性化や課題解決のための「まちづくり活動」をやりたい人がいても、資金や広報活動といった部分がハードルとなり、実践につながらないことがあります。

この制度は、個人市民税で得られる収入の1%相当額を財源に市民のまちづくり、地域づくり活動に係る経費の一部を支援する、公募型の補助金制度です。

活動団体と行政の「協働」により、まちづくりが行われている事例です♪



1%システムは  
様々な活動に活用されています♪



#### 福祉・健康

こども食堂や、健康増進の講座が開催されています！



#### 環境

清掃活動や環境美化の活動が行われています！



#### 社会教育・文化振興

文学や芸術に触れる機会の創出や、歴史を伝える活動が行われています！



#### 学生による 地域活性化

学生の発想力を生かし、地域活性化の取り組みが行われています！

採択団体や事業内容の詳細、今後開催予定のイベント情報は、  
市ホームページ「1%システム」のページをチェックしてみてください！



★令和2年度の1%システム活動事例集を更新しました。こちらも市ホームページに掲載しておりますのでぜひご覧ください。よろしくお願ひいたします！／発行元：市民協働課 協働推進係（40-7108）